

平成22年松前町告示第18号

松前町建設工事請負契約に係る最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松前町財務規則(昭和62年松前町規則第2号)第156条第1項第2号の最低制限価格の設定に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格を設定する入札は、次に掲げる工事に係る入札とする。

- (1) 1件の当初設計金額が2,000万円未満の工事
- (2) その他町長が必要と認める工事

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、設計金額により算定した別表に掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、算定した額が予定価格の10分の7に満たないときは予定価格に10分の7を乗じて得た額とし、算定した額が予定価格の10分の9を超えるときは予定価格に10分の9を乗じて得た額とする。

2 前項の場合において、算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(失格)

第4条 最低制限価格(税抜き)未満で入札した者は、失格とする。

(入札の中止等)

第5条 町長は、最低制限価格を設定する入札において、予定価格以下かつ最低制限価格以上の価格をもって入札した者がなく、予定価格を超える価格で入札した者が2者以上であるときは再度入札を行うものとし、予定価格を超える価格で入札した者が1者であるときは入札を中止する。

2 町長は、前項の規定により再度入札を行うときは、当初の入札において最低制限価格を下回る価格で入札した者を参加させないものとする。

(最低制限価格の公表)

第6条 最低制限価格は入札後、別に定める入札参加者表兼入札執行表にて公表するものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月18日から施行する。

別表（第3条関係）

最低制限価格の算定項目

区分	算定項目
土木工事	(1) 直接工事費に10分の9.5を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額 (3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額 (4) 一般管理費に10分の5.5を乗じて得た額
建築工事（建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。）	(1) 直接工事費の10分の9に10分の9.5を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額 (3) 直接工事費の10分の1と現場管理費の合計に10分の9を乗じて得た額 (4) 一般管理費に10分の5.5を乗じて得た額
建築工事以外の電気、電気通信及び上下水道工事に係る機械器具設置工事	(1) 直接工事費に10分の9.5を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額 (3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額 (4) 機器費に10分の8.95を乗じて得た額 (5) 一般管理費に10分の5.5を乗じて得た額

各算定項目ごとの算定額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。